

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名 ⑩

令和 年度要保護児童生徒援助費補助(医療費)の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人